

## 令和3年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金に係るQ & A

令和3年10月30日時点

| No. | 問い  | 答え   |
|-----|---|--|
| 1   | この事業の目的を教えてください。                                  | 医師からの指示により自宅療養者の訪問看護を行う訪問看護ステーションに対する支援を行い、自宅療養者への医療提供の一層の促進を図ることです。   |
| 2   | 交付対象となる事業者を教えてください。                               | 市内に事業所を開設している指定訪問看護ステーションです。   |
| 3   | 補助金交付の対象期間を教えてください。                               | 令和3年9月17日～令和4年3月31日  |
| 4   | 交付額を教えてください。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者としての登録：5万円</li> <li>※登録情報については、協力医療機関等へ提供します。</li> <li>・ 自宅療養者への訪問看護：2万円/回（夜間・休日は3万円/回）</li> </ul> |
| 5   | 複数人の患者に対して、同時に訪問看護を実施した場合の交付額はどれくらいになりますか。        | 例えば、平日の昼間、夫婦2名の患者に対して訪問看護を実施した場合は、2万円×2名で計4万円で申請してください。  |
| 6   | 1人の患者に対して、同じ日に複数回訪問看護を実施した場合の交付額はどれくらいになりますか。     | 例えば、平日の10時に訪問看護を実施した患者について、19時に新たに必要性が生じ、再度訪問看護を実施した場合は、2万円+3万円で計5万円で申請してください。   |
| 7   | 複数人で訪問看護を行った場合の交付額はどれくらいになりますか。                   | 自宅療養者1名に対して、複数人で訪問看護を1回行った場合であれば、交付額は2万円（夜間・休日は3万円）です。   |
| 8   | 電話等情報通信機器による診療は対象となりますか。                          | 対象外です。自宅等で対面による訪問看護が補助の対象となります。  |
| 9   | 住民票が市外、居所が市内である場合は対象となりますか。                       | 対象となります。   |
| 10  | 住民票が市内、居所が市外である場合は対象となりますか。                       | 対象外です。   |
| 11  | 既に訪問看護を実施している患者が自宅療養者となった場合に、訪問看護を実施した分は対象となりますか。 | 既存の患者であっても、自宅療養者となった後に、医師からの指示により訪問看護を実施した分は補助の対象となります。  |
| 12  | 申請書はどこでもらえますか。                                    | 下記までご連絡ください。必要書類をお送りします。<br>さいたま市保健福祉局保健部地域医療課<br>電 話：048-829-1292<br>F A X：048-829-1967   |

令和3年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金に係るQ&A

令和3年10月30日時点

| No. | 問い   | 答え  |
|-----|--|---|
| 13  | 申請書に添付しなければならない書類はありますか。                   | 登録・交付：指定通知書及び更新に係る通知書の写し、登録に係る確認事項<br>実施・交付：実施報告書（様式第4号）<br>※医療機関へ提出する指示書に基づいた報告書については、市から内容の確認を求める場合がありますので、必ず保存しておいてください。 |
| 14  | 各実施月分の申請をまとめて行うことは可能ですか。                   | 各実施月分の申請については、まとめて行わず、要綱に定める提出期限までにそれぞれ行ってください。   |
| 15  | 登録後に医療機関から依頼された場合は、必ず訪問看護を実施しなければならないですか。  | 各訪問看護ステーションの業務の状況によってご判断ください。（ただし、依頼を何度も断っている場合には、市から理由を求める場合があります。）  |
| 16  | 登録後に1回も訪問看護を実施できなかった場合は、補助金を返還しなければなりませんか。 | 訪問看護を1回も実施できなかった場合であっても、登録時に交付した補助金を返還させる予定はありません。ただし、医療機関から依頼があった場合は、可能な限り訪問看護を実施していただくようお願いします。                           |
| 17  | 登録した情報は一般公開されますか。                          | 登録情報は市内医療機関等へ提供するものであり、一般公開はしません。   |
| 18  | 訪問看護の実施区分（通常、夜間、休日）がまたがる場合の判断方法を教えてください。   | 交付額が最も高い実施区分で判断し、申請してください。<br>例1) 平日17時半開始、18時半終了→区分「夜間」<br>例2) 平日23時半開始、休日0時半終了→区分「夜間（休日でも可）」                              |
| 19  | 訪問介護は対象となりますか。                             | 対象外です。  |
| 20  | 診療報酬の取扱いについて、詳しく教えてください。                   | 診療報酬のお取扱いについては、関東信越厚生局指導監査課（048-851-3060）へお問い合わせください。   |